

ID: 649

担当部署: 健康福祉部 障害福祉課

処分の概要	事務の適正な実施のための監督上の命令		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第21条の13		
法令番号	昭和22年法律第164号		
【基準】 法第21条の13の規定による。 第21条の13 市町村長は、第21条の11第3項の規定により行われる調整等の事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その事務を受託した者に対し、当該事務に関し監督上必要な命令をすることができる。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 27 年 7 月 1 日